

千葉県食育推進県民協議会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて意見を聴取するため、千葉県食育推進県民協議会（以下、「県民協議会」という。）を設置する。

なお、県民協議会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第2条 県民協議会は、前条の目的を達成するため、食育の推進に関する次の事項の協議及び意見交換を行う。

- (1) 千葉県食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) その他、食育推進に関すること。

(組織)

第3条 県民協議会は、別表に掲げる各分野から食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから千葉県農林水産部長が依頼する者20名以内をもって構成する。

- 2 県民協議会に座長を置く。
- 3 座長は会議出席者の互選により定める。
- 4 座長は協議会の議事を進行する。

(会議)

第4条 県民協議会は、必要に応じて県が招集し、開催する。

- 2 会議に欠席する構成員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 会議の開催に当たり、関係者又は専門家に出席を求めて意見若しくは説明を聽く必要がある場合には、県が会議への出席を依頼する。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、県民協議会の意見を聞いて会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議結果の公開)

第6条 会議結果は、原則として公開するものとし、会議終了後、県ホームページに掲載する。ただし、県民協議会の意見を聞いて会議の一部又は全部を

公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

(庶務)

第7条 県民協議会の庶務は、千葉県農林水産部安全農業推進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表

千葉県食育推進県民協議会構成分野

分 野
学識経験者
学校教育
保育
医療
食の安全
農林漁業者
食品関連事業者
市民活動団体
地域活動者
市町村